

「戦争法案」の撤回と医療・福祉の充実を求める談話

2015 年 5 月 15 日 日本医労連書記長・三浦宜子

安倍政権は、14 日「平和安全法制」と称して、地球規模で米軍と軍事行動を展開するための「戦争立法」を閣議決定し、15 日に国会に提出しました。いのちを守り、生きることを支援するために働く、私たち医療・介護・福祉労働者は、平和憲法を壊し、日本を戦争する国につくりかえる「戦争法案」の閣議決定・国会提出に断固として抗議します。

「戦争法案」は、いかに「平和」「安全」と称しても、日本が攻撃されていなくとも、いつでもどこでもアメリカの戦争に参戦する戦争態勢をつくることが本質です。アメリカが先制攻撃で起こした戦争も含めて、時の政権が「日本の平和と安全に影響を与える事態」と判断すれば、いつでも、どこでも、どんな戦争でも参戦することになります。

アフガン戦争やイラク戦争では、多数の戦死者をだし、多くの市民も犠牲になりました。紛争は、武力で解決できないことは歴史が証明しています。憲法 9 条をいかした平和外交こそ重要です。

戦争態勢では、自衛隊が海外に派兵されるだけではありません。自治体や国民も戦争への協力義務が課せられ、医療・運輸・建設など民間部門を含めて戦争への協力が迫られます。かつて、医療労働者は戦争に動員され、3 万人の従軍看護婦が戦地へ行き、多くの犠牲を出しました。私たちは、戦争への協力を強いられた先輩たちの苦い経験から、「ふたたび戦場の血で白衣を汚さない」決意のもと、平和な社会をつくる運動をしてきました。

平和は、私たちの生活の基盤です。軍備を増強し戦争にむかうとき、いのちや人権がそまつにされ、社会保障が削られます。いま、「戦争法案」とともに、国会では医療を受ける権利を奪う医療の改悪法案がかけられています。

医療・介護・福祉労働者は、「戦争法案」の撤回に向けて全力でたたかうとともに、社会保障の拡充を求めて、広範な人々と協力・共同をひろげて奮闘するものです。